

医療法人社団小田会 介護職員初任者研修講座

学 則

(開講目的)

1. 介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

2. この研修により、資格を取得された方々がその資格と経験等を活かし、社会参加・地域貢献されることを支援する。

(研修事業の名称)

医療法人社団小田会 介護職員初任者研修講座

(実施場所)

小規模多機能型居宅介護事業所 あじさい 熊本県宇土市住吉町 2236 番地 1
TEL 0964-25-0101

(研修期間)

令和元年 11 月 22 日～令和 2 年 3 月 15 日

(研修カリキュラム)

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(講師氏名)

研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(研修終了の認定方法)

本研修は所定のカリキュラムの受講および修了評価合格をもって認定するものとする。

(受講資格及び定員)

訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

定員は 15 名とする。ただし、応募者が定員の三分の一に満たない場合は開講を中止する場合がある。

(受講者本人の確認方法)

受講申込受付時または初回の講義時に、次に掲げる公的書類により本人確認を実施するものとする。

- ①戸籍謄本又は戸籍抄本
- ②住民票又は住民基本台帳カード
- ③健康保険被保険者証
- ④運転免許証
- ⑤国民年金手帳
- ⑥旅券（パスポート）
- ⑦在留カード
- ⑧各種国家資格免許証若しくは登録証

(受講手続)

ホームページ、ちらし、広報誌等で募集し、先着順で決定とする。受講希望者には、当法人より、研修案内、学則、カリキュラム、申込書を送付し、受講者は申込書に記入の上、郵送もしくはファクスにより返送することにより、手続きは完了とする。

(受講料、実習費等)

受講料 35,000円

テキスト代 5,500円(税込)

支払方法については、受講日初日の受付時に現金にて一括して支払うものとする。

(解約条件および返金の有無)

開講後に、受講生の自己都合により受講を中止した場合、受講料の返金を行わない。開講式前日までに受講を取り消した場合は、受講料全額を返金するが、テキスト代は自己負担とする。

(遅刻、早退、欠席、退講、未修了及び補講の取り扱い)

理由の如何にかかわらず、研修開始時刻から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「補講受講届」を提出し、研修期間内に補講を受ける。なお、補講については1時間当たり1,000円の別料金を徴収するものとする。

(修了評価不合格の場合の取扱い)

担当講師の補講による指導のうえ、修了評価当日に再試験を実施する。

再修了評価は、最大3回までの実施とする。不合格者は、未修了となるため注意すること。

上記以外の事項については事業主体である医療法人社団小田会が協議の上、定める事とする。

この学則は、令和元年11月22日より施行する。